



和歌山市公報

令和7年（2024年）1月15日
第1791号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

| 番号 | | ページ |
|----|---|-------------|
| 2 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (まちなみ景観課) 2 |
| 3 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (まちなみ景観課) 3 |
| 4 | 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (まちなみ景観課) 4 |
| 5 | 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく 指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (観光課) 5 |
| 7 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (障害者支援課) 6 |
| 8 | 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (障害者支援課) 7 |
| 9 | 公園管理上支障がある所有者等不確知の物件の措置・・・・・・・・・・・・・・ | (公園緑地課) 8 |
| 10 | 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・ | (指導監査課) 9 |
| 11 | 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・ | (指導監査課) 10 |
| 12 | 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る 指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (指導監査課) 11 |
| 13 | 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (指導監査課) 12 |

【公告】

| | | |
|---|---|------------|
| ○ | 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・ | (地籍調査課) 13 |
| ○ | 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・ | (地籍調査課) 14 |
| ○ | 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (都市計画課) 15 |

【選挙管理委員会告示】

| | | |
|---|--|-----------------|
| 1 | 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (選挙管理委員会事務局) 16 |
|---|--|-----------------|

【農業委員会公告】

| | | |
|---|--|---------------|
| ○ | 農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (農業委員会事務局) 17 |
| ○ | 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (農業委員会事務局) 18 |

和歌山市告示第2号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年1月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|------------------------|-------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年12月21日 |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年12月19日及び同月24日 |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年12月17日及び同月24日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年1月8日揭示済)

和歌山市告示第3号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年1月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|------------------|---|
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場 | 令和6年12月16日、同月17日、同月23日、同月25日、同月26日及び同月27日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年1月8日揭示済)

和歌山市告示第4号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年1月9日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|-----------------------|------------------------|-------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年9月21日及び同月27日 | 令和6年10月9日 |
| JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年9月19日 | 令和6年10月9日 |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年9月30日 | 令和6年10月9日 |
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場 | 令和6年9月17日、同月18日及び同月24日 | 令和6年10月9日 |

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和7年1月8日揭示済)

和歌山市告示第5号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月9日

和歌山市長 尾花正啓

| 公の施設の名称 | 指定管理者 | 指定期間 |
|-----------------|----------------|----------------------------|
| 和歌山市宮片男波海水浴場駐車場 | 片男波海水浴場管理運営委員会 | 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで |

（令和7年1月9日揭示済）

和歌山市告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定自立支援医療機関の名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------|---------------|-----------|----------|
| 有限会社松本薬局 | 和歌山市和歌川町10-18 | 調剤 | 令和7年1月1日 |

（令和7年1月10日揭示済）

和歌山市告示第8号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 診断する障害の種類 | 辞退年月日 |
|-----|----------------|-----------------|-------------------------------|-----------|
| 嶋 渡 | 医療法人杏林会 嶋病院 | 和歌山市西仲間町1丁目30番地 | 心臓機能障害、 腎臓機能障害、 呼吸器機能障害 | 令和6年12月9日 |

（令和7年1月10日掲示済）

和歌山市公告第9号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項、第27条第1項第1号及び第3項の規定に基づき、公園管理上支障がある所有者等不確知の物件の措置を次のとおり行う。

令和7年1月10日

和歌山市長 尾花正啓

1 物件の所在及び種類

- (1) 所在 紀の川第7緑地（和歌山市小豆島地先 中州）
- (2) 種類 ベンチ2基（木製）、テント（骨組のみ）1基（スチール製）、ゴミ箱（木製）

2 所有者等の行うべき措置

当該物件の所有者、占有者、その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山市公園緑地課に連絡した上で、この告示の日から7日以内に当該物件を除却すること。

3 公園管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、公園管理者である市長が自ら又はその命じた者若しくは委任した者が当該物件の除却をするものとする。

なお、除却後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第27条第9項の規定に基づき、当該除却に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市七番丁23番地
和歌山市公園緑地課（電話番号 073-435-1076）

（令和7年1月10日揭示済）

和歌山市告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第78条の11及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険 事業者番号 | 事業者の名称 又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|-------------------|---|----------------------|----------------|
| 30717 00516 | 株式会社BOO | リハビリデイサービスももた ろう貴志川 和歌山県紀の川市貴志川町長 原650-1 | 地域密着型通 所介護 | 令和6年12月7日 |
| 30601 91164 | 医療法人藤民病院 | 訪問看護ステーションふじた み 和歌山市塩屋3丁目6番2号 | 訪問看護 介護予防訪問 看護 | 令和6年12月21 日 |
| 30701 12879 | 特定非営利活動法人エ レック | デイサービスエレック 和歌山市堀止東1丁目1-9 | 通所介護 | 令和6年12月31 日 |
| 30701 09446 | ジュピター合同会社 | グリーンケア 和歌山市冬野1332-3 | 訪問介護 | 令和6年12月31 日 |

（令和7年1月15日揭示済）

和歌山市告示第11号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|------------|---|----------------------------|------------|
| 30717 00516 | 株式会社BOO | リハビリデイサービスももたろう貴志川 和歌山県紀の川市貴志川町長原650-1 | 予防給付型通所サービス | 令和6年12月7日 |
| 30701 09446 | ジュピター合同会社 | グリーンケア 和歌山市冬野1332-3 | 予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス | 令和6年12月31日 |

（令和7年1月15日揭示済）

和歌山市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文による指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|------------------------------|---|------------------|----------|
| 30601 91644 | 株式会社インクル | 訪問看護ステーションまいか 和歌山市中649-3 フォレストヒルズふじと台202号 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和7年1月1日 |
| 30601 91651 | 医療法人敬得会 | 訪問看護ステーション ころろ 和歌山市新大工町12番 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和7年1月1日 |
| 30601 91669 | 株式会社シーヒューマン | 訪問看護ステーションCH和歌山 和歌山市元寺町三丁目21 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和7年1月1日 |
| 30601 91677 | 株式会社H a t s u m a r u | 訪問看護ステーションK o k u a 和歌山市小雑賀696-1 岩端ハイツ南 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和7年1月1日 |
| 30601 91685 | 株式会社G r e e n I s l a n d | 訪問看護ステーションコンチェルト 和歌山市北中間町9番地 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和7年1月1日 |
| 30701 15047 | 株式会社インクル | 訪問介護ステーションあおい 和歌山市中649-3 フォレストヒルズふじと台202号 | 訪問介護 | 令和7年1月1日 |
| 30701 15054 | 合同会社にちか | 訪問介護にちか 和歌山市有家379番地6 | 訪問介護 | 令和7年1月1日 |
| 30701 15062 | 株式会社シーヒューマン | ケアセンターCH和歌山 和歌山市元寺町三丁目21 | 訪問介護 | 令和7年1月1日 |

(令和7年1月15日揭示済)

和歌山市告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|-----------------|---|-------------|----------|
| 30701 15047 | 株式会社インクル | 訪問介護ステーションあ おい 和歌山市中649-3 フォレストヒルズふじと 台202号 | 予防給付型訪問サービス | 令和7年1月1日 |
| 30701 15054 | 合同会社にちか | 訪問介護にちか 和歌山市有家379番地 6 | 予防給付型訪問サービス | 令和7年1月1日 |
| 30701 15062 | 株式会社シービュー マン | ケアセンターCH和歌山 和歌山市元寺町三丁目2 1 | 予防給付型訪問サービス | 令和7年1月1日 |

(令和7年1月15日掲示済)

公 告

和歌山市北島・野崎の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年1月8日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和7年1月8日から同月28日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 野崎連絡所（和歌山市野崎194番地1）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁11-1 アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、野崎連絡所においては令和7年1月8日から同月16日までの間（同月12日、同月13日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同月17日から同月28日までの間（同月18日、同月19日、同月25日及び同月26日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和7年1月8日揭示済）

公告

和歌山市北島の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年1月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和7年1月8日から同月28日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所 野崎連絡所（和歌山市野崎194-1）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所 野崎連絡所においては令和7年1月8日から同月16日までの間（同月12日及び同月13日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては同年1月17日から同月28日までの間（同月18日、同月19日、同月25日及び同月26日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和7年1月8日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年1月14日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|------------------|
| 和歌山市谷字池尻35番1 | (掲載省略) |

(令和7年1月14日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第1号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年1月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和7年1月16日（木）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 令和7年における選挙人名簿の定時登録日の変更について
- (3) 令和6年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- (4) 令和6年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- (5) 公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程の一部を改正する規程について

(令和7年1月8日揭示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年1月8日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

1 開催日時

令和7年1月14日 15時00分

2 開催場所

和歌山城ホール 4階大会議室

3 審議案件

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 事業計画変更申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について
- (7) 賃借料情報の提供について

(令和7年1月8日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和7年1月14日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和7年1月14日揭示済)